

追 補

〈定期保険（長期平準・逓増定期保険）および第三分野保険に係る保険料の取扱い（改正後）〉

定期保険・第三分野保険の保険料の取扱いに係る法人税基本通達が、2019年6月28日に改正された。改正によって、2019年7月8日以後の契約となる定期保険・第三分野保険の保険料は、以下の改正後の取扱いが適用される。なお、改正日前の既契約に対する遡及適用はされない。

最高解約返戻率	50%超 70%以下	70%超 85%以下	85%超
資産計上期間	保険期間の <b>40%</b> 相当期間経過まで		最高解約返戻率となる期間まで <sup>※1</sup>
上記期間における 保険料の 「資産計上」割合	<b>40%</b>	<b>60%</b>	1～10年目： <b>最高解約返戻率×90%</b> 11年目以降： <b>最高解約返戻率×70%</b>
上記期間における 保険料の 「損金算入」割合	100%－上記の資産計上割合		
取崩期間 経理処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険期間の<b>75%</b>相当期間経過後<sup>※2</sup></li> <li>全額を損金算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後<sup>※2・3</sup></li> <li>全額を損金算入</li> </ul>	

※1 最高解約返戻率経過後で「(当該期間の解約返戻金－直前期間の解約返戻金)÷年換算保険料相当額」の割合が70%を超える期間があるときは、それを満たさなくなる日まで。

※2 資産計上額については、残りの期間で均等に取り崩して損金算入する。

※3 解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間が複数ある場合、そのうち最も遅い期間経過後とする。

※4 保険期間が終身で保険料の払込期間が有期である保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

なお、以下に該当する保険等は、期間の経過<sup>※4</sup>に応じて、支払保険料の**全額を損金算入**する。

- ・最高解約返戻率が**50%**以下の契約
- ・最高解約返戻率が**70%**以下で、かつ、年換算保険料相当額（支払保険料総額÷保険期間）が**30万円**以下の場合
- ・保険期間が3年未満